

福島大学における公正な研究のための体制図

研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学全体を統括する権限と責任を有する者
(規程第4条)

公正研究責任者
(研究担当副学長)

部局責任者

部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者
(規程第5条)

- 人間発達文化学類長
- 行政政策学類長
- 経済経営学類長
- 共生システム理工学類長
- 食農学類長
- 教育推進機構長
- 研究推進機構長
- 情報基盤センター長
- 保健管理センター所長
- 国際交流センター長
- アドミッションセンター長
- 教職課程センター長
- キャリアセンター長
- 地域未来デザインセンター長
- 環境放射能研究所長
- 事務局長
- 外部資金プロジェクト等の長

研究倫理教育責任者

部局における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者
(規程第6条)

(部局責任者が指名した者)

リサーチメンター
(学系長又は学系長が指定した者)

若手研究者が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言を行う者
(規程第7条)

(各教員・該当事務職員・学生)